

令和3年度第1回旭川市子ども・子育て審議会
児童福祉施設等整備部会

- 日 時 令和3年6月30日(水) 18:30~19:30
- 場 所 旭川市子ども総合相談センター 2階 会議室1
- 出席委員 片桐委員, 佐藤委員, 宮嶋委員, 渡辺委員
- 事務局 子育て支援部こども育成課 浅田次長, 土橋補佐, 斉藤主査, 斎藤, 猪川
- 傍聴者 0名

○ 議事概要

1 開会

2 協議事項

(1) 令和4年度保育所等施設整備事業者の募集について

事務局より, 募集要項及び審査基準等について, 項目毎に説明を行った。

(事務局) 今後の整備方針及び認定こども園の考え方について資料に沿って説明。

意見等はなく, 事務局の説明どおり決定された。

(事務局) 令和4年度募集要項及び審査基準について資料に沿って説明。

次のとおり質疑応答があった。

(委員) ・医療的ケア児等の受入の充実を図る整備計画の資料について, 共通事項の一番下の欄に「専門研修の受講を計画しているか(発達に係る研修, 喀痰吸引等の資格取得など)」とあるが, この喀痰吸引等の資格取得というのは第3号研修のことを言っているのか。

・保育士が第3号研修を受けて喀痰吸引ができるということまでを求めているのか, それとも看護師がいれば喀痰吸引ができるので, いわゆる介護福祉士であれば, 今新しく(資格を)とった人では喀痰吸引等医療的ケアの対応はできるので, そういった人を置くことを求めているのか, どの程度なのかということによって大きく変わってくるのではないかと思うのだが, そこを明記された方がいいのではないか。

(事務局) ここで記載している意図としては第3号研修の方である。

(委員) ・そうすると, これは旭川医大などの医者の方が研修に協力していただくなどの協力先の確保を保育園がしなければならないということになるのか。

・第3号研修だと必ず医大の協力が必要であり, その場の医師のもとで吸引等の指導を受けなければならないものであるため, その研修受入の対応は園で行うのか, それとも市の方である程度お膳立てするものなのか。

(事務局) ・まだこれから協議していくものだが, 基本的には市の役割として, 医療的ケア児を預かれるように全体的に整えていかなければならない。

・そのためには, 元々資格を持っている方の雇用促進もあれば, 保育士が第3号研修を受けることと両方あると考えているが, その時には, 一定程度のコーディネート機能を担っていかなければならないと考えているが, 現状ではそこまで細かな制度設計ができていない状況ではない。

(委員) ・札幌市では, 医療法人稲生会が札幌市の従事者のための第3号研修を実施しているが, 旭川市ではできていないはずである。

・札幌市の方でも研修に空きがあれば地方でも受けることが可能であるが、空きが出ない状況である。

・そのため、研修体制が整っている状態でないとなかなか条件であると思うので、そのあたりのことを考えていただければ、この条件を求めることは構わないのではないかと思います。

(事務局) 令和4年度から実施となると、今の御指摘を踏まえると、いきなり第3号研修を求めるとなると厳しいのではないかとあるため、現実的な内容に調整させていただく。

(委員) 医療的ケア児を受け入れる場合は、看護師を必ず配置していなければならないのか。

(事務局) ・医療行為をするのであれば、喀痰吸引とかで需要がある。

・注射とかは頻度が少ないと思われるが、痰の吸引は頻繁に行わなければならない、常に看護していなければならないため、基本的には看護師が対応しなければならない。

・ただ、医療的ケアの特定行為というのが5つあって、研修を受ければやってもいいということにもなっている。

(委員) 1号定員について、幼保連携型であっても定員数の上限とかは決めないのか。

(事務局) 基本最小限に設定するのだが、保育所から幼保連携型になる場合は、今までのとおり最大9名となるが、幼稚園から幼保連携型になる場合は、2・3号定員も大きく増やせる状況にないため、実態に応じて、2・3号の定員設定を合わせて1号を減らしていくということになる。また、総定員数は増やさないように設定する。

(委員) 今保護者が働いていて、医療的ケア児を抱えている場合、保育園に入れている状況なのか。

(事務局) 現に確認できているとことでは、市立保育所で受け入れている実績があるが、応諾義務という部分で、民間保育所の中でもなかなか受入が難しいという相談も結構多いものであるから、そういったところを今後方針をつくりながら変えていきたいと考えている。

(委員) 旭川養護学校の幼稚部があるので、3歳からはそういったとこで受け入れているケースもある。

(委員) 元々母親がフルタイムで働いていて、そういった重たい障害をもった子どもを見るがために、仕事を辞めなければならないというのは、共働きが当たり前になってきた世の中においては、なんとか仕事を続けられるような環境整備をしていただきたいと思います。

(委員) 発達障害というのは、幼稚園入る時点でほとんどわかるものなのか。

(委員) 自閉症に関しては3歳くらいで診断可能であるが、ADHDは、症状が重い子は幼稚園に入る前でも診断を受ける場合がある。

(委員) (発達障害について) 親がなかなか認めたがらないということが多いかと思うが、幼稚園や保育所の先生から指摘されたとの話も聞いたことあるので、入る時点では判断つかない場合もあるのではないかと思います。

(委員) ・症状がはっきり出ない場合もあるので、そういったケースはあると思う。

- ・最近は保育士の理解や質が上がっていて、丁寧に関わることによって症状がはっきり出ないというケースがあって、そのため、小学校に入っていきなり症状が出てくるということも増えている。
- ・環境によって症状のかたが異なってくるものである。

3 その他

本部会の今後の開催について、次のとおり実施することを確認した。

- ・12月上旬から中旬頃：令和4年度施設整備における審査（役員改選も含む）

4 閉会